

美祢市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査（財務・工事監査1月～2月分）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙により公表する。

令和7年4月7日

美祢市監査委員 重村 暢之
同 竹岡 昌治

令和6年度定期監査（財務・工事監査1～2月実施分）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

3 監査の対象

（1）財務監査

共楽荘、伊佐保育園、伊佐公民館、伊佐中学校、於福小学校

以上5所属

（2）工事監査

地域振興課、福祉課（共楽荘）、生涯学習スポーツ推進課（美祢市民会館）、施設課

以上4所属

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和6年度における監査の実施に当たって、財務監査については、「財務に関する事務の執行」、「経営に係る事務の管理」、「行政事務等の執行」などが適正になされているか（合規性）、計数等に誤りはないか（正確性）、最少の経費で最大の効果を上げているか（経済性、効率性、有効性）という観点を重視するとともに、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意した。監査計画に基づき、経営感覚を持った事業実施、高いリスクが想定される事務事業等に着眼し、適正な事務の執行がなされているかについて、関係資料の試査並びに照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、決算審査及び例月出納検査の結果と連携した監査を実施した。

工事監査については、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から、法令等に基づき、手続きが適正に執行されているか、計画、設計、積算、施工等の各段階において不経済な支出や施工不良等がないか、技術面から当該工事が適正に行われているかなどに重視し、監査を実施した。

なお、監査の指摘事項等については、改善を図ることを目的とし、措置状況の報告を求める。

5 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局及び現地

日程 令和7年1月14日から1月23日まで

6 監査の結果

関係資料のうち、試査及び照査により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善、是正を要する事項が見受けられたので、所要の措置を講ずるよう求める。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭で改善を求めた。

7 指摘事項等の内容

(1) 財務監査 別紙1

(2) 工事監査 別紙2

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|-------|------|------|------|---|
| 共楽荘 | - | - | - | 【共楽荘】 【施設の今後について】 共楽荘は、本市にとって必要な施設であるため、存続に向け手法及び実働をされたい。 |
| 伊佐公民館 | - | - | - | - |
| 伊佐中学校 | - | - | - | - |
| 伊佐保育園 | - | - | - | - |

| 所属 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|-------|------|------|------|---|
| 於福小学校 | - | - | - | 【於福小学校】 【歳出予算について】 修繕料が配算されているため、少額 の修繕については配算予算で対 応されたい。 |

| 所属 | 工事名 (業務名) | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|----------------|--------------------------------|------|--|---|--|
| 地域振興課 (工事) | 絵堂バス停駐輪場解体 工事 | — | ・設計書に決裁欄がなく、設計者 から課長まで押印されていなかっ た。 | — | ・工事発注後、引取までの一連の 公共工事に関する関係書類で確認 できなかったものがある。今後、 事業課と連携を取り適正な現場管 理及び書類整理されたい。 |
| 共楽荘（委託） | 美祢市共楽荘事務室 他空調設備及び電気 設備工事 | — | — | ・設計書を業者の見積書で代用 していた。施設本体及び機器類 が老朽化しているため、今後、 類似工事を発注する際は、3社見 積もりを取り、平均値で単価設 定するよう検討されたい。 | — |
| 美祢市民会館 (工事) | 美祢市民会館便所改 修工事 | — | ・解体工事に要する費用を示す 「別紙」は提出されているが、契 約書関係書類（約款）と併せて綴 じ込み双方の割印が押印されてい なかった。 | — | — |
| 美祢市民会館 (委託) | 美祢市民会館便所改 修工事設計業務 | — | ・業務引渡書及び引取証が添付さ れていなかった。 | — | ・業務一式をファイルとして、契 約書の前に管理技術者届や業務計 画さらには、出来形調書がファイ ルされていたが、時系列に沿った ファイリングをされたい。 |

| 所属 | 工事名 (業務名) | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|---------------|--|------|----------------------------|------|--|
| 上下水道局 (工事) | 一般県道銭屋美祢線 道路改良に伴う配水 管布設替工事 | — | — | — | ・工期延伸の理由が県道改良の大幅な遅れに起因しており契約約款第2条及び第20条により現場管理費が815千円追加されている。施工上、他の工事との密接な調整を行い極力経費を圧縮されたい。 |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業第4配水 池造成工事（造成工 事） | — | ・指名審査会の経緯と審査結果が添付されていなかった。 | — | ・年度の早い時期に発注されたことは評価するが、道路改良の通常工期を算定すると350日を要する工事が、280日の設定となっていた。今後、同規模の工事発注においては、当初から2か年工事として視野に入れ発注されたい。 |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業第4配水 池造成工事（造成工 事） | — | — | — | ・第1回目の変更で、地山土留めの工法変更理由は部材搬入が出来なかったためとあり、外的要因や土質の要因ではないため設計段階で詳細に精査されたい。また、工法変更により約2千万円の大きな増額変更となっているため、本工事と同様な地理的不利地での工事を行う際には、設計段階で部材の搬入、作業機械及び車種などを考慮した設計・積算に努められたい。 |

| 所属 | 工事名 (業務名) | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|---------------|---|------|---|---|------|
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業配水管 布設(1工区)工事 | — | — | ・本工事における変更は、交通誘導員の増加により、28%の増額となっている。交通量の多い道路での施工は、警察署と事前協議を行えば、当初で安全管理を考慮した設計となり、変更の際の金額は、少額に変更できたと考えられる。今後、類似工事では事前協議等の実施を検討されたい。 | — |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業配水管 布設(3工区)工事 | — | ・中間検査復命書に上下水道局長の押印がなかった。 ・変更設計書の表紙に記載の工事場所の記載誤りがあった。 | — | — |
| 上下水道局 (工事) | 麻生地区水道統合整備事業第6水源築造工事(土木工事) | — | ・収入印紙が1千円のところ5千円の収入印紙が貼付されていた。 | — | — |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業曾原中 継ポンプ所築造工事 (場内整備工事) | — | ・工種に擁壁工があり、基礎から打設まで一定の工期が必要と考えるが、提出された工程表に擁壁工が計上されていなかった。 | — | — |

| 所属 | 工事名 (業務名) | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|---------------|--|------|---|---|---|
| 上下水道局 (工事) | 植竹地区配水管布設 替(老朽管)工事 | — | — | ・変更設計により舗装面積が約 1.8倍、請負金額は約1.3倍と なっている。設計時には、最小 数量での積算に努められたと考 えるが、数量、金額が大幅な変 更とならないように、設計前に 現場の事前踏査を検討されたい。 | — |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業上野方 面流量計設置工事 (配管工事) | — | ・検査復命書に上下水道局長の押 印がされていなかった。 | — | — |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業永明寺 方面流量計及び減圧 弁設置工事(配管工 事) | — | ・検査復命書に上下水道局長の押 印がされていなかった。 | — | ・本工事の主要工事である機器類 の設置状況を完成写真として添付 されたい。 |
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業上野方 面流量計設置工事 (電気工事) | — | ・契約書の末尾の解体工事に要す る費用等を別紙として添付するよ う明記されているが、添付されて いなかった。 | — | — |

| 所属 | 工事名 (業務名) | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 意見要望 |
|---------------|--|------|---|------|---|
| 上下水道局 (工事) | 上野・秋吉地区水道 統合整備事業永明寺 方面流量計設置工事 (電気工事) | — | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書には解体工事に要する費用等を別紙として添付するよう明記されているが、添付されていなかった。 ・起工何の決裁日が記載されていなかった。 | — | — |
| 上下水道局 (協定) | 令和3年度美祢市公共 下水道美祢市浄化セ ンター他の建設工事 委託に関する協定 | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・当初協定金額を2回変更し、66%の協定金額となっているが、変更理由が「工事内容を精査した結果」にとどまっていたため、協定金額の減額根拠を示す資料を添付されたい。 |
| 上下水道局 (委託) | 上領地区配水管布設 替に伴う測量設計業 務 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・検査復命書の指示事項及び所見が記載されていなかった。 ・指名審査会の結果通知が添付されていなかった。 | — | — |
| 上下水道局 (委託) | 中村上地区配水管布 設替に伴う測量設計 業務 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・検査復命書の指示事項及び所見が記載されていなかった。 ・指名審査会の結果通知が添付されていなかった。 | — | — |